

第6回議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年6月12日（土）

午前9時55分から

会場：清里スポーツセンター 研修室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	市川文一	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治	
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
	牧村	牧村議会議長	武田正一	
	柿崎町	柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
	大潟町	大潟町議会議員	俵木達	
	頸城村	頸城村議会議長	渡邊威	
	吉川町	吉川町議会議長	八木一郎	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	
	清里村	清里村議会議長	奥田堅太郎	
	三和村	三和村議会議長	服部誠治郎	
	名立町	名立町議会議会運営委員会委員長	畑虎夫	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越商工会議所会頭	田中弘邦	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村松研	
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町商工会副会長	八木康博	
	大潟町	大潟町商工会長	西田行男	
	頸城村	頸城村商工会副会長	上野學	
	吉川町	吉川町商工会長	荻谷賢一	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	
	名立町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田一三	
共通	新潟県総合政策部市町村合併支援課長	岡田伸夫	欠席	

議 題

1 審議

(1) 特例措置の期間について

2 その他

午後9時55分 開会

○宮腰英武委員長 おはようございます。ただいまから第6回の議会の議員の定数及び任期の取扱いに

関する小委員会を開催いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は、委員 29 名のうち 28 名のご出席がありますので、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立しております。

今回の会議録署名委員は、上越地域合併協議会小委員会規程第 10 条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条の第 2 項の規定により、板倉町の見海委員、清里村の奥田委員をそれぞれ指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、委員の変更がありましたので、新委員をご紹介します。上越地域合併協議会小委員会規程第 4 条の規定において定められた委員であります上越市の市川文一さんと本日は欠席でございますが、新潟県の岡田信夫さんです。よろしくお願いいたします。

○

1 審議 (1) 特例措置の期間について

○宮腰英武委員長 それでは、各自治体において特例措置の期間について、十分ご検討をお願いしたところでございますが、それぞれの各自治体における検討結果について、ご発言をいただきたいと思っております。

新聞報道等でご承知の方もおいででございますが、上越市でこの事項につきまして、新たな動きがございましたようなので、まず、上越市からご発言をいただきたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○市川文一委員 皆様、ご苦労さまです。先ほどご紹介いただきましたが、上越市の議長の市川でございます。この委員会には初めて参加させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、上越市の意見を申し述べさせていただきます。議会の議員の定数特例の特例期間については、長期間にわたって上越市と 13 町村の主張が平行線をたどっている状況にありましたことは、皆さんご承知のとおりでございます。このような状況を踏まえ、上越市においては、この特例措置の期間について慎重に議論を重ねてまいりました。その議論の過程においては、様々な意見がありましたが、全国的に在任特例に批判が寄せられている中で、これまで 13 町村の皆さんから在任特例を採用すべしとの声がなかったことは、皆さんがこの合併を極めて重くとらえられている証拠であり、その皆さんが終始一貫して 7 年強を主張されてきたことは、ひとえに編入される住民の気持ちを第一に考えた上での意見であり十分理解できるものであるとして、上越市としては、特例措置の期間について 7 年強とすることとなりました。これまでの経過を含め、是非、上越市の意見に対しましてご理解いただきますよう、ここにお願いいたします。

以上でございます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

今ほど、上越市から特例措置の期間について、ご意見をいただきました。特例措置の期間につきましては、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間、いわゆる 7 年強とするという意見でございました。このことにつきまして、ご意見ございましたら、委員の皆さんからご意見をお伺いしたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

八木委員さんお願いします。

○八木一郎委員 いまほど市川議長さんの方から上越市における細かい経過のご説明がございました。全く郡部の主張に対して賛成をいただきました。無事、今までつかえていた問題が前進をすることになりました。上越市の皆さんのご努力に心から感謝を申し上げますと同時に、我々もその線に沿って今後、十分、上越市を中心にした合併がスムーズに前進することを祈念しながら一言お礼やら、感謝の言葉としたいと、こういうふうに思います。ありがとうございます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、特例措置の期間について、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最

初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間、いわゆる7年強とするという方向で意見がまとまったものと考えておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

6回にわたりましていろいろご審議いただきました。ここにひとつの結論を全会一致で開くことができたことに本当に小委員長、喜んで、うれしく思っている次第でございます。それで、これにより、当小委員会で審議を行うこととされておりました3つの事項でございます、1つ目は特例措置の採否について、これは、採用すると。2つ目は採用する特例措置については、定数特例とすると。3つ目は特例措置の期間については、ただいまお決めいただきました、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間、いわゆる7年強とする。以上のとおり全会一致で集約されました。

このことにつきまして、今後、協議会に報告する段取りになるわけでございますが、報告の方法といたしまして、事務局からご説明をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

事務局、よろしく願いいたします。

○高橋克尚事務局長 それでは、今、報告の案を皆様にお配りしますので、若干お時間をいただきたいと思えます。

〔報告書案配布〕

○高橋克尚事務局長 それでは皆様のお手元に届けさせていただいたかと思えますが、まず1枚目の方でございますが、これは他の小委員会と同じフォーマットになってございます。今回のこの議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の報告書のいわゆるかがみになります。審議事項につきましては議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、ということでございますが、調査、審議の経過につきましては、ここにはございませんが当小委員会の配布させていただいた資料と議事録をつけさせていただく予定になっております。最後に調査、審議の結果でございますが、これは別紙でございますので1枚おめくりいただきますと別紙というものがついてございます。これは今ほど小委員長さんの方でお求めいただいたものを字で表現したものでございまして、これにつきましては読み上げさせて、説明にかえさせていただきます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会は、協議会から示された下記の事項について審議を行った。

審議の結果について、以下のとおり報告を行う。

特例措置の採否について、審議結果といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律に規定する特例措置を採用する。

これはいわゆる、通常の地方自治法上の特例措置も若干ございますので、ここは具体的に根拠法を含めた中で、特例措置を採用するというまとめ方をさせていただきました。

続きまして、採用する特例措置について、審議結果といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項に規定する議会の議員の定数に関する特例を採用する。

これは具体的に先ほども申し述べました、いわゆる定数特例というものでございます。

3つ目でございますが、特例措置の期間についてということでございますが、こちらにつきましては再三ご議論いただいた上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間、いわゆる3年強及びプラスということですが、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間、要は3年強後に一度選挙がございます。その期間4年ということで足して7年強ということになります。その期間に相当する期間ということでまとめさせていただきました。

これにつきまして、小委員長の方から全体の協議会の方にご報告いただくということで、今のところ進めさせていただいております。資料としての説明としては、以上でございます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から報告書案についてご説明いただきました。この報告の方法について、ご意見、

あるいはご質問ございましたらお願いしたいと思います。ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 それでは、この報告書案のとおり、本日、午後 2 時から開催されます第 11 回協議会に報告したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それでは、このように報告させていただきます。

2 その他

○宮腰英武委員長 最後に、その他ということですが、その他、何かございましたらお願いしたいと思います。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 それでは、きょうの会議はこれで終わりにいたしますが、6 回にわたりまして本当にこの議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会、大変ご苦勞いただきました。それぞれの自治体からそれぞれ議会、あるいは住民代表の意思統一をもって、この会議に臨んでいただきまして、全て合意できる段階に達したということでした。なお、ご発言いただきました内容につきましては、今までの会議録に詳細に記載されておりますので、ごらんいただければと思っております。

6 回にわたりまして長い間、本当に熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上で閉会にさせていただきます。

大変どうも、ありがとうございました。

午後 10 時 8 分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規定第 10 条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定により署名する。

委員長 板倉町合併推進委員会会長

板倉町議会議長

清里村議会議長